

医科会員各位

**厚労省「新型コロナウィルス感染症対策」の中で
医療機関の受け入れ体制等に関するもの**

(その3)

2020.3.12/高知保険医協会事務局

電話や情報通信機器を用いた診療で慢性疾患等に対する医薬品を処方した場合の疑義について

昨日付で標記の「その2」をお送りさせていただきましたが、本日付で新たに厚生労働省から下記の事務連絡が発出されましたので、参考までにお送りさせていただきます。

下記の内容で、「過去3月以内に在宅療養指導管理料を算定した慢性疾患等を有する定期受診患者等」について、「衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に限り、在宅療養指導管理料及び在宅療養指導管理材料加算を算定できる」とありますが、「在宅酸素療法指導管理料」の濃縮装置や酸素ボンベ、「在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料」のシーパップ等が、材料を支給した場合にあたるのかどうかは明確ではありません。

(別添1)

※ 以下、「新型コロナウィルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」(令和2年2月28日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)を単に「事務連絡」という。

問1 事務連絡の「1」にあるように、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し医薬品の処方を行った場合、保険医療機関は、電話等再診料、調剤料、処方料、調剤技術基本料を算定できるか。

(答) 算定できる。

問2 事務連絡の「1」の場合であって、過去3月以内に在宅療養指導管理料を算定した慢性疾患等を有する定期受診患者等について、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し、患者又は患者の看護に当たる者(以下、「患者等」という。)に対して、療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行い、併せて必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に、在宅療養指導管理料及び在宅療養指導管理料加算を算定できるか。

(答) 衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に限り、在宅療養指導管理料及び在宅療養指導管理料加算を算定できる。この場合、在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等の内容、患者等から聴取した療養の状況及び支給した衛生材料等の量等を診療録に記載すること。また、衛生材料又は保険医療材料の支給に当たっては、患者等に直接支給すること。ただし、患者の看護に当たる者がいない等の理由により患者等に直接支給できない場合には、当該理由を診療録に記載とともに、衛生材料又は保険医療材料を患者に送付することとして差し支えない。この場合において、当該患者が受領したことを確認し、その旨を診療録に記載すること。